

～消費者被害情報～

「簡単に儲かる」「1日で〇万円稼いだ」そんな“おいしい話”に注意！
～バイナリーオプションは非常に投機性の高い取引です。慎重に検討しましょう～

(平成26年8月1日)

相談事例1 <事業者が無登録業者だった>

約1か月前にインターネットでバイナリーオプションを契約し、取引を100回程行った。最近になり、その事業者が無登録業者であることがわかった。約25万円を費やしたが、全く利益はなかった。当該事業者の所在地は外国で、ホームページは日本語の表記だった。返金できないか。(30代 男性)

相談事例2 <次々と賭け事のように取引し、お金がなくなってしまった>

バイナリーオプションに興味があり、ネットで見つけたサイトに申し込んだ。事業者から「今ならキャンペーンで、入金したお金と同額のポイントをプレゼントする」と言われたので、3千円からやってみたところすぐになくなり、次々と賭け事のように取引し、結局10万円が6万円になってしまった。事業者に返金してほしいと伝えたが返してくれない。残金だけでも返してほしい。(20代 男性)

バイナリーオプションとは

バイナリーオプションとは、短期的な外国通貨等の相場を予測する取引で、設定期日に、事前に定めた価格(権利行使価格)に達した場合、一定の金額(ペイアウト)を受け取ることができる取引です。たとえば、外国通貨相場について、あらかじめ設定した価格を上回るか下回るか(「円高か」「円安か」等)の予想をするといったもので、非常に投機性の高い取引です。

バイナリーオプション取引を行う事業者は、金融商品取引業第1種の登録が必要です。海外の事業者でも日本人を対象に広告・勧誘している場合には、同様に登録が必要とされています。

被害を防ぐためには・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス

★ ネット情報を鵜呑みにせず、契約に際しては慎重に判断しましょう。

バイナリーオプションに関する相談が増加しています。バイナリーオプションは、非常に投機性の高い取引であることから、事業者には、顧客が適切な投資判断を行えるようにするため、権利行使価格の事前提示、取引期間の適正化等の規制がかけられています。

契約にあたっては、自身の意向、資産状況等に照らして適正な取引であるか、さらに事業者の過去の取引の損益結果を分析するなど、冷静な判断のもとに取引を行うことが必要です。

★ 無登録事業者に誘導するネット情報も多いようです。事業者が登録業者か確認しましょう。

多くの相談者は「バイナリーオプションで儲けた」などのインターネット上の情報をきっかけとして、取引を開始していますが、こうした情報が掲載されたサイトから無登録事業者に誘導されることがあります。無登録事業者では、ごく短時間で損益の結果を出すことにより、1日に100回以上も繰り返して取引ができるなど、賭博性が高く損失が拡大しやすい取引が行われている例もあります。また、口座残額の出金が滞ったり、事業者と連絡が取れなくなったりする可能性もあります。

契約にあたっては、事業者が登録事業者であるかどうか、金融庁のホームページで確認しましょう。

★ 取引内容や事業者に不審な点がある場合等には、最寄りの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター：03-3235-1155(相談専用電話)

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

すでに解決してしまった消費者相談情報や、窓口で相談するほどでもないけど困った経験をしたことがあるなどの情報をお寄せください。 <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。